

益田市農業委員会第14回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)8月27日(金) 13:30~14:45
開催場所 EAGA 3階 大ホール

2. 出席 農業委員(15名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子
9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩
13番 柳田 継男 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(1名)
14番 豊田 浩

4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 78号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 81号 農地でないことの確認について
議第 82号 農用地利用集積計画の決定について
報第 72号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 73号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 74号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について

7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 14 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、13 番の柳田継男委員、15 番の宮川有衣委員、よろしく願いいたします。本日の欠席委員は 14 番の豊田浩委員です。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。この申請地につきましては、5 月に開催しました第 11 回総会におきまして、農地法第 3 条許可申請の取り消しを報告させていただきました。この度、譲受人が別の方での許可申請が提出されたものです。</p> <p>土地の所在は、土田町の畑 5 筆 合計 2,474 m²です。譲り渡し事由は、県外に居住しており、住宅と共に申請地を処分したいため、譲り受け事由は、隣接する住宅と共に申請地を買い受けて耕作するためでございます。</p> <p>なお、譲受人が所有する非耕作地につきましては、原野化し復旧困難なため非農地の手続きを指導しております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5 番の大庭です。〇〇年〇〇月に別の方が申請され、5 月に取り消しがされた案件です。別の方が同じ内容で申請されており、現地も確認に行きましたが、前回の時と変わらないままで残っています。一度許可を出しており、今回許可を出さないということにはならないと思いますので、ご審議の程よろしく願いします。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、久々茂町の畑 1 筆 115 m²です。譲り渡し事由は、住宅とともに申請地を処分するため、譲り受け事由は、隣接する住宅とともに申請地を買い受けて耕作するためでございます。</p> <p>なお、譲受人が所有する非耕作地につきましては、原野化しており非農地の手続きを指導しております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
御神本康一委員	<p>6 番の御神本です。先月の 7 月 13 日に現地確認をし、問題はありませんでした。今月、改めて野村推進委員と現地確認をしましたが、変わった様子はなく、問題はないと思います。</p>
会長	<p>3 番と 4 番は関連がありますので一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番、4 番につきましては、関連しておりますので一括して説明いたします。</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、匹見町匹見の田、整理番号 3 番は田 1 筆 1,809 m²、整理番号 4 番は田 3 筆合計 3,432 m²です。譲り渡し事由は、地区外に居住しており、耕作、管理することが困難であるため、譲り受け事由は、整理番号 3 番、4 番ともに、これまで借り受けて耕作してきた農地であり、今回譲り受けて引き続き耕作するためでございます。</p> <p>この件に関しまして、報第 73 号で報告いたしますが、農地の使用貸借合意解約通知書を提出されています。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

宮川有衣委員	<p>15番の宮川です。8月23日に西川委員、渡邊推進委員と現地確認を行ないました。場所は匹見町の〇〇の近くになります。譲渡人の〇〇に伴って、以前から貸借により耕作をしていた譲受人に所有権を移転し、引き続き耕作をしてもらいたいといった内容です。3番4番の譲受人は地域で水稻を一生懸命しておられ、問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございせんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>土地の所在は、高津町の田2筆 874㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水はありません。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。現地確認は8月17日に澁谷推進委員と行ないました。場所は〇〇がありますがその横になります。災害の時に泥捨て場になり、その時に土地をならして駐車場にしたそうです。農地だったという認識が無かったようで、始末書と土地改良区の意見書も添付されています。問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございせんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>

事務局	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 80 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、東町の畑 1 筆 238 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 植林は譲受人が移植するとのことで資金証明の添付はございません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 7 月 20 日に又賀委員、農地委員会、事務局と行ないました。申請地は〇〇の近くで進入路の無いところであり、〇〇に近く、周囲は畑になっています。譲受人が庭木を植えて管理するとのことです。隣接農地の所有者の同意書も添付されております。その中には草刈りや水路の清掃等もきちんと欲しいと記されています。ご検討をお願いします。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、左ヶ山町の田 1 筆 61 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、農道で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番の北條です。8 月 17 日に和崎推進委員と〇〇と現地確認を行いました。場</p>

	<p>所は〇〇から〇〇へ抜ける〇〇がありますがその途中に〇〇があります。その〇〇のすぐそばになります。譲受人の土地が譲渡人の奥にありまして、その土地に行くのに道が無いということで譲り受けたいとのことです。災害以降は草刈りをされているだけの土地でして、特に問題はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 3 番 本件は、賃借権に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 1 筆 724 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10 番の篠原です。8 月 19 日に椋木推進委員と現地確認を行ないました。場所は〇〇から〇〇を渡った右手にあります。農地は 5,6 年前から保全管理の状態で、そこに太陽光発電施設を設置するということです。申請地の隣接地ですが、先月も太陽光発電の転用ができています。まだ耕作されているところもありますが、同意書も添付されており、万が一の場合には誠意を持って対応するとのことで問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>4 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 4 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 2 筆 1,195 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
篠原栄次委員	10番の篠原です。8月19日に椋木推進委員と現地確認を行ないました。譲渡人ですが先月も同じ内容で転用の申請がでています。隣接農地の方と話がついたため今回の申請となったということです。譲渡人は2人とも農地は保全管理といった状態です。隣接農地の同意書も添付されており、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
佐原晃子委員	8番の佐原です。前回欠席だったため確認をしたいんですが、4番の太陽光発電の件について前回と今回の申請地が隣接しているとのことだったんですが、地図でいうとどこが前回申請された所なんでしょうか。
篠原栄次委員	今回申請されている〇〇のような土地がありますが、その土地の左下側、〇〇の方で〇〇側の〇〇のような土地がありますがそこになります。
佐原晃子委員	そうすると、今回の申請地と前回の申請地の間に農地がありますが、そこは耕作されているんですか。
篠原栄次委員	譲渡人の〇〇の土地で、まだ耕作されています。
佐原晃子委員	分かりました。もう一つ疑問があるんですが、同じ場所で太陽光発電の申請が2件出ていますが、どうして譲受人の会社が違うんでしょうか。
篠原栄次委員	〇〇からは仲介先は一緒であると聞いていますが、どうして会社が違うかまでは申請で言及するところではないと思いましたので、追及はしていません。
佐原晃子委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
谷本大輔委員	11番の谷本です。お聞きしたいんですが、今回の太陽光発電について、第2種農地となっていますが、土地改良区内で圃場整備された土地であればなるべく耕作をしないといけないと捉えていたんですが、第1種農地と第2種農地の線引きというのはどのようにされているんでしょうか。
事務局	今回の申請については、農用地区域から外れているということ、白地であるということから第2種農地として判断しています。第2種農地は農用地区域外であ

	<p>っても周囲の農地において一団で10ヘクタール以上あれば第1種農地として判断します。また、申請地はおそらく圃場整備がはいつていないということ、農用地区域外であるということからも第2種農地として判断しています。</p>
谷本大輔委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
吉村太委員	<p>4番の吉村です。1番についてですが、低木の植林とありますが、家庭に植えるようなのをつくられて販売をするのでしょうか。それとも低木を植えて見た目を整えて管理するということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>現地は少し荒れているような状態にして、庭木等の植林を行い、管理をしていくということで販売等はいりません。</p>
吉村太委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
佐原晃子委員	<p>所有権移転される際、地目はどうなるのでしょうか。畑のままなのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の5条申請について、農業委員会は転用について許可するかどうかは判断しますが、地目については農業委員会が決めるのではなく、法務局の判断になります。</p>
佐原晃子委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第81号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、東町の1筆 69㎡です。昭和40年頃より耕作しておらず、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p>

<p>会長</p>	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番の大畑です。現地確認は7月20日に又賀委員、農地委員会、事務局と行ないました。申請地は〇〇の近くで進入路の無いところですが、灌木が生い茂っており原野化していました。これを農地に復旧するのは難しいと思いました。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>2番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号2番</p> <p>申請地は、高津町の8筆 合計2,584㎡です。昭和58年の豪雨災害以降耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3番高津地区の須藤です。現地確認は8月17日に澁谷推進委員と行ないました。場所は先ほどの4条申請の近くで、〇〇の近くです。申請人に場所はどの辺になるのか聞いたところ、入ることもできないような場所であり、農地に戻すのは困難だと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第81号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第82号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本日は農地利用最適化推進委員について欠席としておりますため、代理の委員が説明をいたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が3件、再設定が1件の合計4件ございます。</p> <p>整理番号1番、3番と再設定の整理番号2番につきましては、関連しますので一括します。</p>

	<p>申請地は、飯田町の畑 1 筆 5,204 m²です。この 1 筆を 3 人の耕作者で利用権設定を行います。整理番号 1 番 1,505 m²、整理番号 2 番 2,879 m²、整理番号 3 番 820 m²です。それぞれ 5 年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3 番高津地区の須藤です。現地は飯田の〇〇になります。1 番と 3 番の借受人ですが、今まで親が借り受けていましたが経営移譲で、この度借り受けられるそうです。問題はありません。</p>
会長	<p>4 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 4 番 申請地は、黒周町の田 1 筆 2,245 m²です。5 年間の使用賃借権設定です。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>11 番の谷本です。豊田推進委員に代わり説明します。貸付人ですが住所は〇〇となっていますが、実際は家に住んでおらず〇〇に出ておられまして、農地の管理が出来ないということで、近くに住んでいる借受人に農地を貸すということです。借受人ですが今まで農業をしてはいませんでしたが、実家が農業をしておられトラクターやトラックも持っているということで問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日は再設定を含め 4 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
大庭清職務代理	<p>飯田町の件は 3 人が同じ土地を借りるということなんですけど、同じ法人とかそういう関係なんでしょうか。どうして 3 人で借り受けるんでしょうか。</p>
須藤寿人委員	<p>3 人が同時に借り始めた訳ではなく、一枚を徐々に借りて行って 3 人になりました。一枚と言ってもかなり大きな畑ですので、経緯は分かりませんが、近くを耕作していた借受人が徐々に借りていったということです。</p>
大庭清職務代理	<p>分かりました。</p>
会長	<p>一枚を 3 人で荒れさせないように借り受けているということですので、問題はないと思うのでご理解をいただけたらと思います。 他にありませんか。</p>
佐原晃子委員	<p>8 番佐原です。飯田町はハウスが多いと思うんですが、今回は畑として借りて</p>

	<p>いるんでしょうか。</p>
須藤寿人委員	<p>ハウスでなく、畑地として使われています。</p>
佐原晃子委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 82 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>
	<p>(はい、の声)</p>
	<p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
事務局	<p>報第 72 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について</p>
	<p>届出件数は、10 件です。8 件は相続者が管理され、2 件あっせんの希望がございます。</p>
	<p>報第 73 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について</p>
	<p>届出件数は、3 件です。解約理由は、整理番号 1 番 耕作不便のため、整理番号 2 番、3 番ともに先に審議いただきました農地法第 3 条の所有権移転のためです。</p>
	<p>報第 74 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の農業用施設に供する届出について</p>
	<p>届出件数は、1 件です。</p>
	<p>所在地は、下本郷町の畑 3,453 m²のうち、施設用地への転用面積は 198.05 m²、このうち 30 m²が農業用倉庫の建築面積となります。</p>
	<p>報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので第 14 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>